

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○松島公園駐車場の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(観光戦略課)	一
○指定納付受託者の指定	(国際政策課)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○特定農業用ため池の指定の解除	(農村整備課)	二
○特定増殖事業計画の認定に伴う生産事業者の登録	(森林整備課)	二
○保安林の指定	(同)	二
○県道の路線廃止	(道路課)	三
○道路の区域決定	(同)	三
○道路の区域変更(六件)	(同)	三
○道路の供用開始(四件)	(同)	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	七
○平成七年宮城県告示第千九十七号(県立都市公園の設置)の一部改正	(都市環境課)	七
○公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)に定める各種手数料の徴収事務の委託	(警察本部会計課)	七
○風俗営業等管理者講習に係る手数料の徴収事務の委託	(警察本部生活安全企画課)	七
○安全運転管理者等講習に係る手数料の徴収事務の委託	(警察本部交通企画課)	八
○指定自動車教習所職員講習に係る手数料の徴収事務の委託	(警察本部運転企画課)	八
○仮免許試験に係る手数料等の徴収事務の委託(三十四件)	(同)	八
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	一九

ページ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
(環境政策課) 二〇

○人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則
監査委員 一一

監査委員

○宮城県監査委員規則の形式を左横書きに改正する規則 一二

○宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令 二四

○宮城県監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令 二四

○宮城県監査委員告示の形式を左横書きに改正する告示 二五

○定期監査の結果の公表 二六

○財政的援助団体等の監査結果の公表 三〇

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について 三四

○宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等 三四

宮城県内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会の用字及び用語の整理に関する規程 三五

○宮城県内水面漁場管理委員会告示の用字及び用語の整理に関する告示 三六

雑 報

○宮城県住宅供給公社による県営住宅等の管理代行に関する公告 三六

告 示

○宮城県告示第百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号

太平ビルサービス株式会社

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収若しくは収納の内容

県立都市公園松島公園駐車場の使用に係る使用料

三 指定年月日

令和七年三月二十六日

四 委託年月日

令和七年三月二十六日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

一般旅券発給手数料

三 指定年月日

令和七年三月二十四日

四 指定期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第百八十五号

県営田尻中央地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和七年三月二十八日から令和七年四月二十五日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市田尻総合支所

○宮城県告示第百八十六号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によりした次の特定農業用ため池の指定を解除する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除の年月日
中伊賀三号溜池	大崎市三本木伊賀字中伊賀十二の九	令和七年三月二十八日

○宮城県告示第百八十七号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十二条第一項の規定により、次のとおり林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定による生産事業者の登録を受けたものとみなし、同法第十六条第一項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び 所在地	登録年月日
		種 穂	苗 木		
宮城第二 百九十八 号	有限会社早稲谷 気仙沼市早稲谷百三	採取	幼苗の育成及 び幼苗以外の 苗木の育成	有限会社早稲谷 気仙沼市早稲谷百三	令和七年三月 十九日

○宮城県告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

宮城郡松島町松島字湯ノ原一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字湯ノ原一三（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号

路線名

終起

点

重要な経過地

二二七

杉ヶ袋増田線

名取市杉ヶ袋

名取市増田

○宮城県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 大衡仙台線

三 道路の区域

区 間

黒川郡大衡村大衡字八幡前二八番一地从先から同郡大和町宮床字山田下一五番二地先まで

敷地の幅員（メートル）

敷地の延長（メートル）

九・〇〇

七・一七

六・〇四〇・三

○宮城県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四五七号

三 道路の区域

変 更 の 区 間

黒川郡大衡村大衡字大童四二番六地先から同郡大和町吉田字八反田中二三番二地先まで

変更の敷地の幅員（メートル）

変更の敷地の延長（メートル）

七・〇〇

二五・〇〇

三、六三四・四

七・〇〇

二五・〇〇

三、六三四・四

三三・〇〇

七八・六

二、八七一・八

○宮城県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鹿島台高清水線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市鹿島台広長字山沼田堤下一三番一地从先から 同市鹿島台広長字山沼田堤下一番一地从先まで	前	七・八 三九・一	一一〇・〇		
	後	七・八 三九・一	一二〇・〇		

○宮城県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 榊沢吉岡線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大和町吉田字一ノ坂二〇番地先から 同郡同町吉岡字西原七一番一〇地先まで	前	一〇・〇 一一・八	二二八・七		
	後	一一・五 二二・二	二二八・七		

○宮城県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 坂本古川線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
大崎市古川堤根字堅堀一一〇番地先から 同市古川堤根字猪狩一二六番地先まで	前 A	一〇・〇 一六・二	五九・二			上記A、Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一〇・〇 二九・〇	五九・二			

○宮城県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市雄勝町立浜字立浜一六番三地从先から 同市雄勝町立浜字立浜一六番三地从先まで	前	六・七 一〇・二	六七・四			上記A、Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一〇・二 二五・五	六七・四			

石巻市雄勝町立浜字立浜一一九番一地从先から 同市雄勝町立浜字立浜一一九番一地从先まで			前 B		後 A B	
					六・二 一五・五 八・一 九・一	
					一三〇・五 八八・五	

○宮城県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 美田園増田線
三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名取市美田園六丁目一番六地先から 同市増田一丁目一八四番一地先まで	前	二七・五	八六・二	二、四五二・五
	後	二一・八	八六・二	二、四五二・五

○宮城県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
-----------	-----	-------------	---------

県道	鹿島台高清水線	大崎市鹿島台広長字無清水四番一三地从先から 同市松山長尾字新五輪崎六四八番地先まで	令和七年 三月三十一日
----	---------	--	----------------

○宮城県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	坂本古川線	大崎市古川堤根字豎堀一一〇番地先から 同市古川堤根字猪狩一二六番地先まで	令和七年 三月二十八日

○宮城県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄勝線	石巻市雄勝町立浜字立浜一六番三地从先から 同市雄勝町立浜字立浜一六番三地从先まで 石巻市雄勝町立浜字立浜一九番一地从先から 同市雄勝町立浜字立浜一九番一地从先まで	令和七年 三月二十八日

○宮城県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道 路 種 類	道 路 線 名	
	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	美田園増田線	名取市増田二丁目一九三番地先から同市増田一丁目一八四番一地先まで
		令和七年三月二十八日

○宮城県告示第二百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
柴町沢	土石流	気仙沼市柴町（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城県気仙沼土木事務所
蔵底沢	土石流	気仙沼市蔵底（次の図のとおり）		
東八幡前二の沢	土石流	気仙沼市東八幡前、東中才、大峠山（次の図のとおり）		
関口南の沢	土石流	気仙沼市浪板、大峠山（次の図のとおり）		
最知荒沢	土石流	気仙沼市最知荒沢、最知南最知（次の図のとおり）		
浪板二の沢	土石流	気仙沼市浪板（次の図のとおり）		
大浦港沢	土石流	気仙沼市大浦（次の図のとおり）		
二ノ浜沢	土石流	気仙沼市二ノ浜（次の図のとおり）		
歌生沢2	土石流	気仙沼市本吉町字歌生、蔵内（次の図のとおり）		
蔵内沢2	土石流	気仙沼市本吉町字蔵内（次の図のとおり）		

神止沢2	土石流	気仙沼市唐桑町中井（次の図のとおり）
宿浦沢	土石流	気仙沼市唐桑町宿浦（次の図のとおり）
竹の町入沢	土石流	気仙沼市唐桑町浦（次の図のとおり）
竹の町入沢2	土石流	気仙沼市唐桑町浦（次の図のとおり）
館山一丁目の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市館山一丁目（次の図のとおり）
太田一丁目の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市太田一丁目、陣山、柴町（次の図のとおり）
魚町三丁目	急傾斜地の崩壊	気仙沼市魚町三丁目、陣山、柴町（次の図のとおり）
柴町	急傾斜地の崩壊	気仙沼市柴町、魚町三丁目、浜町一丁目、新浜町一丁目、新浜町二丁目（次の図のとおり）
小々汐	急傾斜地の崩壊	気仙沼市小々汐（次の図のとおり）
南ヶ丘二丁目	急傾斜地の崩壊	気仙沼市南ヶ丘二丁目、幸町三丁目、河原田二丁目（次の図のとおり）
幸町一丁目の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市幸町一丁目、幸町二丁目、南ヶ丘一丁目、笹が陣（次の図のとおり）
大沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町荒谷前、港（次の図のとおり）
三ノ浜の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市三ノ浜（次の図のとおり）
三ノ浜の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市三ノ浜（次の図のとおり）
松川の4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松川前、切通（次の図のとおり）
長磯森	急傾斜地の崩壊	気仙沼市長磯森、長磯七半沢（次の図のとおり）
大沢の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町台の下（次の図のとおり）
大沢の3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町荒谷前（次の図のとおり）
浦の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町浦（次の図のとおり）
柳沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市柳沢（次の図のとおり）

大林	急傾斜地の崩壊	気仙沼市切通（次の図のとおり）
下八瀬の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬（次の図のとおり）
小々汐の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市小々汐（次の図のとおり）
二ノ浜	急傾斜地の崩壊	気仙沼市二ノ浜（次の図のとおり）
3 東八幡前の	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前、大峠山（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
刈米沢Ⅰ-1	土石流	気仙沼市蔵底（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城県気仙沼土木事務所
刈米沢Ⅰ-2	土石流	気仙沼市蔵底（次の図のとおり）		
入沢2	土石流	気仙沼市入沢、魚町一丁目、魚町二丁目、太田二丁目、町裏（次の図のとおり）		
太田沢	土石流	気仙沼市太田一丁目、太田二丁目、魚町一丁目、陣山（次の図のとおり）		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百三三号

平成七年宮城県告示第千四百九十七号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三号中「字定ヶ沢一の一部」を「字定ヶ沢二」に、「字館四十一の一部」を「字館四十一」に、「一・二の一部」を「一・二」に、「五十九・二の一部」を「五十九・六」に改める。

○宮城県告示第二百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

一般社団法人宮城県交通安全協会

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収及び収納の内容

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）に定める各種手数料

三 指定年月日

令和七年三月十二日

四 委託年月日

令和七年三月二十一日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

宮城県多賀城市鶴ヶ谷一丁目四番一号

公益社団法人宮城県防犯協会連合会

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

風俗営業等管理者講習に係る手数料

三 指定年月日

令和七年二月二十五日

四 委託年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

多賀城市鶴ヶ谷一丁目四番一号 多賀城分庁舎二F

一般社団法人宮城県安全運転管理者協会

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

安全運転管理者等講習に係る手数料

三 指定年月日

令和七年三月十四日

四 委託年月日

令和七年三月二十一日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人宮城県指定自動車教習所協会

仙台市泉区市名坂原田一七二

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

指定自動車教習所職員講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五

十二⑨）

三 指定年月日

令和七年三月二十一日

四 契約年月日

令和七年三月二十一日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社カダン 花壇自動車学校

仙台市青葉区花壇八一七

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社赤門自動車学校 仙台赤門自動車学校
仙台市青葉区川内川前丁六一

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人宮城県交通安全協会 宮城自動車学校

仙台市青葉区上杉一丁目二―三

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

仙台ドライバースervice株式会社 南仙台自動車学校

仙台市太白区中田六丁目一―一

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台ドライバースervice株式会社 仙台中央自動車学校
仙台市宮城野区原町四丁目四―二

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

仙台ドライバースervice株式会社 仙北自動車学校

大崎市古川稲葉新堀二六

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社石巻自動車学校 仙台自動車学校

仙台市太白区大野田三丁目一三一―二

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社石巻自動車学校 石巻自動車学校 石巻市山下町二丁目二―五四	四 契約年月日 令和七年三月十日
二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 指定年月日 令和七年三月十日	四 契約年月日 令和七年三月十日 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百十七号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
三 指定年月日 令和七年三月十日	一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 黒井産業株式会社 R45・日の出自自動車学校 仙台市宮城野区日の出町二丁目一―一三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥） 指定年月日 令和七年三月十日
四 契約年月日 令和七年三月十日	三 指定年月日 令和七年三月十日
五 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百十六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日	二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 指定年月日 令和七年三月十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒井産業株式会社 岩沼自動車学校
岩沼市阿武隈一丁目三七

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

黒井産業株式会社 南蔵王自動車学校
白石市福岡長袋下河原一五

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社仙台ドライブスクール 仙台ドライブスクール
仙台市宮城野区幸町一丁目一六一

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社仙台ドライブスクール 中山ドライブスクール

仙台市青葉区荒巻本沢一丁目一〇一〇二〇

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社志文 東部自動車学校

仙台市宮城野区福住町一六―四四

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社半沢建設 奥羽自動車学校

仙台市泉区八乙女中央三丁目五一―一

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社泉自動車学校 泉自動車学校

仙台市泉区実沢字新坂沢一

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社涌谷自動車学校 仙台北自動車学校

仙台市泉区松森字台九三一二五

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社涌谷自動車学校 涌谷自動車学校

遠田郡涌谷町北田九四

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

有限会社東日本 東日本自動車学校

塩竈市月見ヶ丘六〇七

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 指定年月日 令和七年三月十日 契約年月日 令和七年三月十日 五 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百二十八号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 宮城県知事 村 井 嘉 浩 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社利府自動車学校 利府自動車学校 宮城県利府町森郷字一里塚一 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 指定年月日 令和七年三月十日 契約年月日 令和七年三月十日 五 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百二十九号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 宮城県知事 村 井 嘉 浩 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社勝英自動車学校 仙南自動車学院 柴田郡柴田町本船迫塚田一七 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 指定年月日 令和七年三月十日 契約年月日 令和七年三月十日 五 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百三十号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 宮城県知事 村 井 嘉 浩 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社角田自動車学校 角田自動車学校 角田市角田中沢四六―三三 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
--	--

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥） 違反者講習（実車講習）に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑬） 違反者講習通知手数料（公安委員会手数料条例第二条第一項表五十三） 指定年月日 令和七年三月十日 契約年月日 令和七年三月十日 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百三十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 宮城県知事 村 井 嘉 浩 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社石巻第一自動車学校 石巻第一自動車学校 石巻市泉町四丁目一〇―二八 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 指定年月日 令和七年三月十日 契約年月日 令和七年三月十日 委託期間	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百三十二号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 宮城県知事 村 井 嘉 浩 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社石巻中部自動車学校 石巻中部自動車学校 石巻市門脇浦屋敷一二四―一 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥） 指定年月日 令和七年三月十日 契約年月日 令和七年三月十日 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百三十三号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 宮城県知事 村 井 嘉 浩 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社石巻中部自動車学校 富谷自動車学校 富谷市三ノ関膳部沢上一―三 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
---	--

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 指定年月日 令和七年三月十日 契約年月日 令和七年三月十日 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百三十四号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社河南安全自動車学校 パセオドライビングカレッジ 石巻市鹿又曾波神前一七 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 違反者講習（実車講習）に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑬） 違反者講習通知手数料（公安委員会手数料条例第二条第一項表中五十三） 指定年月日 令和七年三月十日 契約年月日 四	令和七年三月十日 五 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百三十五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社気仙沼中央自動車学校 気仙沼中央自動車学校 気仙沼市松崎下金取六一 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容 仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥） 仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②） 取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④） 初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三） 原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥） 指定年月日 令和七年三月十日 契約年月日 令和七年三月十日 五 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百三十六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月二十八日 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地 一般社団法人古川地区交通安全協会 古川自動車学校 宮城県知事 村 井 嘉 浩
---	--

大崎市古川沢田新原際七九―一

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

違反者講習（実車講習）に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑬）

二⑬

違反者講習通知手数料（公安委員会手数料条例第二条第一項表五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社古川自動車教習センター 古川自動車教習センター

大崎市古川鶴ヶ埵新江北二五

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社加美自動車学校 加美自動車学校

加美郡加美町赤塚二〇

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）

仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）

取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）

初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

有限会社佐沼自動車学校 佐沼自動車学校
登米市迫町佐沼大綱四一四

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社北宮城自動車学校 北宮城自動車学校

登米市迫町北方石打坂二〇一

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥）

三 指定年月日

令和七年三月十日
契約年月日
令和七年三月十日

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ノグチ 築館自動車学校

栗原市築館留場雇田七〇

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十一⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中四十三②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十三）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第二条第一項表中五十二⑥）

三 指定年月日

令和七年三月十日

四 契約年月日

令和七年三月十日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百四十二号

登米市土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和七年三月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和七年三月二十八日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 石 川 佳 洋

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 令和七年度宮城県県有施設LED照明設備賃貸借（リース）一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和八年一月一日から令和十七年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 さわらび学園 ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和七年四月十日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。 (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先 〒九八〇ー八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班（担当 山田 電話〇二二ー二二一ー二六六三） 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和七年四月九日（水）まで2あてて申し出ること。 4 一般競争入札参加資格審査 (一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和七年四月十四日（月）午前九時から令和七年四月二十二日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。 (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和七年四月二十二日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。 (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 5 入札書の提出期限等 (一) システムを用いて入札する場合 入札期間 令和七年四月二十八日（月）午前九時から令和七年五月九日（金）午後五時まで (二) 書面により入札書を提出する場合 イ 日時 令和七年五月九日（金）午後五時まで ロ 提出場所 2に同じ ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。	
	ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。 6 開札の日時及び場所 令和七年五月十二日（月）午前十時 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十三階 環境生活部会議室 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者 五 その他 1 契約手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無 8 契約書作成の要否 要 9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては、契約書（案）に示すとおりとする。 10 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。 11 詳細は、入札説明書による。 六 概要 Summary 1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Lease of LED lighting equipment for Miyagi Prefecture-owned facilities for FY 2025 (1 set).

- 2 Deadline and Place for Bid Submission (in-person) : May 12, 2025 (Mon), 10 : 00 a.m.
Meeting Room, Environment and Lifestyle Department, 13th floor, Miyagi Prefectural Government Building
- 3 Deadline for Bid Submission (mail) : May 9, 2025 (Fri), 5 : 00 p.m.
- 4 Time and Place of Bid Opening : May 12, 2025 (Mon), 10 : 00 a.m.
Meeting Room, Environment and Lifestyle Department, 13th floor, Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Contact Information : Yamada, Environment Planning Promotion Section, Environmental Policy Planning Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570
Tel. 022-211-2663
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

人事委員会

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則十一―二十七十九

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定により、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

「（本庁共通）	
部長 会計管理者	次長
危機管理監 人口減少	
対策統括官 課長 所長	
室長 参事 副参事	
参与	
（秘書広報課関係）	

「（本庁共通）	
部長 会計管理者	事業
推進官 次長 危機管理	
監 人口減少対策統括官	
課長 所長 室長 参	
事 副参事 参与	
（秘書広報課関係）	

別表第一気仙沼市の項中、

課長補佐 秘書係長 主幹、主査及び主事（秘書を担当する職に限る。） （総務課関係） 課長補佐 係長 （人事課関係） 課長補佐 係長 主幹、主査及び主事（職員の仕事、給与、勤務その他の勤務条件の事務を担当する職に限る。） （財政課関係） 課長補佐 財政係長 （震災復興・企画課関係） 課長補佐 震災復興・総合企画係長 行財政改革推進室主任	課長補佐 秘書係長 主幹、主査及び主事（秘書を担当する職に限る。） （総務課関係） 課長補佐 係長 （人事課関係） 課長補佐 係長 主幹、主査及び主事（職員の仕事、給与、勤務その他の勤務条件の事務を担当する職に限る。） （財政課関係） 課長補佐 財政係長 （震災復興・企画課関係） 課長補佐 震災復興・総合企画係長 行財政改革推進係長
--	---

改め、教育委員会の規定中「副参事」の下に「室長」を加え、同表白石市の項中、

「（本庁共通） 部長 会計管理者 理事 参事 課長 室長 副参事（課長補佐の職を兼ねる者に限る。） （総務課関係） 課長補佐 総務係長 秘書係長 人事係長 文書係長 主査及び主事（職員の仕事、給与、勤務その他の勤務条件の事務を担当する職に限る。） （財政課関係） 課長補佐 財政係長 管財係長 契約係長 （企画政策課関係） 課長補佐 企画政策係長	「（本庁共通） 部長 会計管理者 理事 参事 課長 室長 副参事（課長補佐の職を兼ねる者に限る。） （市長公室関係） 次長 秘書係長 （総務課関係） 課長補佐 総務係長 人事係長 文書係長 主査及び主事（職員の仕事、給与、勤務その他の勤務条件の事務を担当する職に限る。） （財政課関係） 課長補佐 財政係長 管財係長 契約係長 （企画政策課関係） 課長補佐 企画政策係長
---	---

に改め、同表多賀城市の項中埋

蔵文化財調査センターの規定の次に

多賀城跡ガ
イダンス施
施設長

を加え、同表岩沼

市の項中、

(本庁共通)
部長 会計管理者 課長
室長 参事 副参事
(総務課関係)
課長補佐 人事職員係長
(財政課関係)
課長補佐 財政係長
(総合戦略課関係)
課長補佐 秘書係長

を

(本庁共通)
部長 会計管理者 課長
室長 参事 副参事
センター長
(総務課関係)
課長補佐 人事職員係長
(財政課関係)
課長補佐 財政係長
(市長公室関係)
室長補佐 秘書係長

に改め、農村環境改

善センターの規定を削り、教育委員会の規定中「教育部長」に改め、同表登米市の項
環境事務所の規定中「所長」の下に「課長」を加え、同表大崎市の項中、

(本庁共通)

部長 理事 危機管理監
世界農業遺産推進監
参事 技術参事 会計管
理者 課長 室長 副参
事 技術副参事
(秘書広報課)
課長補佐 係長(秘書を
担当するものに限る。
(人財育成課)
課長補佐 係長 主幹、
主査及び主事(人事及び
服務を担当するものに限
る。)

を

(本庁共通)
部長 理事 危機管理監
行政改革推進監 世界
農業遺産推進監 参事
技術参事 会計管理者
課長 室長 副参事 技
術副参事
(秘書広報課)
課長補佐 係長(秘書を
担当するものに限る。
(人財育成課)
課長補佐 係長 主幹、
主査及び主事(人事及び
服務を担当するものに限
る。)

に改め、児童館の規定を削り、

同表蔵王町の項中保育所の規定を削り、同表加美町の項中地域包括支援センターの規定の次に

子ども家庭
センター
所長

を加え、同表女川町の項中放課後児童クラブの規定の

次に

地方卸売市
場管理事務
所長

を加え、総合運動場の規定の次に

生涯学習セ
ンター
所長

勤労青少年
センター
所長

子どもの心
のケアハウ
ス
所長

学校給食共
同調理場
所長

を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員規則第二号

宮城県監査委員規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

宮城県代表監査委員 成 田 由加里

宮城県監査委員規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の
形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)に
おける上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序
とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)
及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一	条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二	号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三	号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四	漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 熟語の一部として用いられているもの 2 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

2 前項の規定によることが適當でないと認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県監査委員訓令第一号

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

宮城県代表監査委員 成 田 由加里

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県監査委員事務局処務規程（昭和五十八年宮城県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表（第七条関係）を次のように改める。

一 職員に関する次のこと。

イ 担当グループ員（以下「グループ員」という。）の旅行命令
ロ グループ員（所属の課長に相当する職にある者及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者を除く。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定

ハ グループ員の年次有給休暇及び特別休暇（宮城県人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第二十二条第一項第十一号から第十三号まで及び第十五号に掲げる場合に限る。）の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇（同項第一号から第十号まで、第十四号及び第十六号から第三十号までに掲げる場合に限る。）の承認
ニ グループ員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し
ホ グループ員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令
ヘ グループ員の育児休業に係る部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の一部の取消し
二 行政文書等に関する次のこと。
定期的又は軽易な通知、届け、報告、照会及び回答の受理及び提出

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県監査委員訓令第三号

宮城県監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令をここに公布する。

令和七年三月二十八日

宮城県代表監査委員 成 田 由加里

宮城県監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
-------------------------	--------

二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
四 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
五 漢数字（次に掲げるものを除く。） 一 熟語の一部として用いられているもの 二 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
六 上欄	左欄
七 下欄	右欄
八 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表六の項及び七の項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項、四の項及び六の項から八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。
（委任）

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。
附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県監査委員告示第三号

宮城県監査委員告示の形式を左横書きに改正する告示をここに公布する。

令和七年三月二十八日

宮城県代表監査委員 成 田 由加里

宮城県監査委員告示の形式を左横書きに改正する告示

（趣旨）

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
四 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
五 漢数字（次に掲げるものを除く。） 一 熟語の一部として用いられているもの 二 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
六 上欄	左欄
七 下欄	右欄
八 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表六の項及び七の項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項、四の項及び六の項から八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。
(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに宮城県監査委員監査基準第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により令和 7 年 1 月から 2 月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和 7 年 3 月 28 日

宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 里
宮城県監査委員	吉 田 計

1 監査実施機関及び監査実施日
監査実施機関 監査実施日

○総務部

地方機関

公務研 修所

仙台中央県税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む）

仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む）

北部県税事務所（選挙管理委員会北部地方支局を含む）

北部県税事務所栗原地域事務所

○復興・危機管理部

地方機関

防災ヘリコプター管理事務所

○環境生活部

地方機関

食肉衛生検査所

動物愛護センター

○保健福祉部

地方機関

北部保健福祉事務所

北部保健福祉事務所栗原地域事務所

高等看護学校

子ども総合センター

中央児童相談所

北部児童相談所

精神保健福祉センター

○経済商工観光部

地方機関

大阪事務所

大河原地方振興事務所

仙台地方振興事務所

北部地方振興事務所

東部地方振興事務所

白石高等技術専門校

仙台高等技術専門校

石巻高等技術専門校

宮城障害者職業能力開発校

松島公園管理事務所

○農政部

地方機関

仙在家畜保健衛生所

王城寺原補償工事事務所

○土木部

地方機関

大河原土木事務所

2月18日
1月6日

1月28日

1月28日

2月17日

2月4日

2月4日

2月6日

1月29日

2月17日

1月23日

2月18日

1月28日

2月17日

2月17日

2月17日

2月14日

1月17日

2月25日

2月13日

1月21日

1月22日

仙台土木事務所	2月13日	登米高等学校	2月25日
北部土木事務所	2月6日	泉高等学校	1月29日
東部土木事務所	2月17日	中新田高等学校	1月21日
仙台塩釜港湾事務所	2月17日	仙台南高等学校	2月25日
石巻港湾事務所	2月17日	仙台南高等学校	1月20日
仙台地方ダム総合事務所	1月29日	名取北高等学校	1月14日
栗原地方ダム総合事務所	2月18日	松山高高等学校	1月16日
○教育庁		泉松陵高等学校	2月5日
地方機関		仙台西高等学校	2月5日
大河原教育事務所	2月14日	泉館山高高等学校	2月20日
北部教育事務所	2月17日	宮城広瀬高等学校	1月10日
気仙沼教育事務所	2月17日	利府高等学校	2月20日
総合教育センター	1月20日	石巻西高等学校	2月25日
美術館	2月21日	仙台東高等学校	2月10日
蔵王自然の家	1月16日	富谷高等学校	1月16日
志津川自然の家	2月17日	宮城野高等学校	2月7日
仙台第一高等学校	2月10日	蔵王高等学校	1月17日
仙台第二高等学校	1月30日	迫桜高等学校	1月10日
塩釜高等学校	2月10日	東松島高等学校	2月25日
白石高等学校	2月25日	田尻さくら高等学校	2月5日
石巻高等学校	2月10日	黒川高等学校	2月25日
古川高等学校	1月6日	柴田農林高等学校	2月7日
気仙沼高等学校	2月10日	伊具高等学校	2月25日
宮城第一高等学校	1月30日	亘理高等学校	1月22日
古川黎明高等学校	1月6日	石巻北高等学校	1月20日
松島高等学校	2月25日	小牛田農林高等学校	1月22日
名取高等学校	1月6日	南郷高等学校	2月25日
村田高等学校	2月10日	気仙沼向洋高等学校	1月10日
岩出山高等学校	2月19日	工業高等学校	2月25日
涌谷高等学校	2月25日	白石工業高等学校	1月23日
佐沼高等学校	2月21日	石巻工業高等学校	2月25日

大河原商業高等学校	2月10日	岩沼警察署 白石警察署 角田警察署 亘理警察署 2 監査結果 令和5年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。 その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。 なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。 (1) 仙台中央県税事務所 県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・ 令和5年度収入未済額 現年度分 350,467,443円 過年度分 438,669,620円 合 計 789,137,063円 ・ 令和4年度収入未済額 現年度分 349,867,420円 過年度分 393,744,899円 合 計 743,612,319円 (2) 仙台北県税事務所 県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・ 令和5年度収入未済額 現年度分 105,804,661円
鹿島台商業高等学校	2月10日	
一迫商業高等学校	1月6日	
第二工業高等学校	2月5日	
視覚支援学校	1月6日	
聴覚支援学校	1月6日	
光明支援学校	2月18日	
拓桃支援学校	2月21日	
西多賀支援学校	2月5日	
石巻支援学校	2月25日	
古川支援学校	2月25日	
名取支援学校	1月6日	
支援学校小牛田高等学園	1月10日	
利府支援学校	2月20日	
迫支援学校	1月17日	
小松島支援学校	1月31日	
支援学校女川高等学園	1月7日	
古川黎明中学校	2月10日	
○警察本部		
地方機関		
仙台中央警察署	1月31日	
仙台北警察署	1月16日	
仙台東警察署	2月13日	
泉警察署	2月13日	
若林警察署	1月7日	
大和警察署	2月7日	
石巻警察署	1月7日	
気仙沼警察署	2月13日	
遠田警察署	2月13日	
築館警察署	2月10日	
加美警察署	1月21日	

過年度分 128,004,468円 合 計 233,809,129円 ・令和 4 年度収入未済額 現年度分 100,098,034円 過年度分 143,731,653円 合 計 243,829,687円 (3) 北部県税事務所 県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・令和 5 年度収入未済額 現年度分 90,748,868円 過年度分 157,335,826円 合 計 248,084,694円 ・令和 4 年度収入未済額 現年度分 87,656,012円 過年度分 163,848,953円 合 計 251,504,965円 (4) 北部県税事務所栗原地域事務所 県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・令和 5 年度収入未済額 現年度分 32,319,611円 過年度分 37,209,205円 合 計 69,528,816円 ・令和 4 年度収入未済額 現年度分 17,186,993円 過年度分 39,482,347円 合 計 56,669,340円 (5) 子ども総合センター	
需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 物品（かき米シロツナ、発泡スチロール製どんぶり等）の購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。 ・件数 2 件 ・金額 6,758円 (6) 白石高等技術専門校 委託料において、支出金額の誤りが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 離職者等再就職訓練業務の職場見学等推進費について、前年度の計算方法で算定された請求書であることに気付かないまま当該金額を支払ったもの。 ・件数 1 件 ・正支出額 77,000円 ・誤支出額 231,000円 ・過払額 154,000円 (7) 仙台家畜保健衛生所 備品購入費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 恒温水槽の購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する支払時期を越えて支払ったもの。 ・件数 1 件 ・金額 132,000円 (8) 仙台塩釜港湾事務所 港湾施設の使用許可に係る使用料の収入遅延において、督促を行っていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 港湾施設使用料の収入遅延について、督促を行わなかったことにより、延滞金を徴収できなかったもの。	

・件数 1 件 ・調定額 49,680円 ・徴収できなかった延滞金の額 2,200円 (9) 美術館 教育財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) ・件数 1 件 ・金額 146,820円 ・正しい調定日 令和5年4月1日 ・実際の調定日 令和6年1月4日 (10) 美術館 使用料において、引き続き緊急性がないにも関わらず立替払をしているものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 出張キッズ・プログラムの実施に係るレンタルカー使用料について、資金前渡の処理を行わず、職員が立替払を行ったもの。 ・件数 1 件 ・金額 20,460円 (11) 蔵王自然の家 委託契約において、随意契約理由を予定価格が少額であるとする場合に、その限度額を超えているものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) ・業務名 宿泊室サインボード設置電気工事設計業務 ・契約方法 随意契約 (理由：予定価格が100万円を超えないもの) ・予定価格 1,218,800円 (12) 小牛田農林高等学校 歳入歳出外現金において、払出遅延による不納付加算税の発生が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 令和5年6月分所得税について、納期限に遅延し、不納付加算税が発生したものの。									
・件数 1 件 ・金額 117,237円 ・不納付加算税 5,500円 (13) 利府支援学校 歳入歳出外現金において、払出遅延による不納付加算税の発生が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 令和5年3月分所得税について、納期限に遅延し、不納付加算税が発生したものの。 ・件数 1 件 ・金額 205,747円 ・不納付加算税 10,000円 ○宮城県監査委員告示第5号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。 令和7年3月28日 <table><tr><td>宮城県監査委員</td><td>佐々木 喜 藏</td></tr><tr><td>宮城県監査委員</td><td>佐々木 功 悦</td></tr><tr><td>宮城県監査委員</td><td>成 田 由 里</td></tr><tr><td>宮城県監査委員</td><td>吉 田 計</td></tr></table> (公 印 省 略) 令和6年度財政的援助団体等監査の結果について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果について、下記のとおり提出します。 記 1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等 下記2のとおり。 2 監査結果 令和5年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。	宮城県監査委員	佐々木 喜 藏	宮城県監査委員	佐々木 功 悦	宮城県監査委員	成 田 由 里	宮城県監査委員	吉 田 計	
宮城県監査委員	佐々木 喜 藏								
宮城県監査委員	佐々木 功 悦								
宮城県監査委員	成 田 由 里								
宮城県監査委員	吉 田 計								

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
公立大学法人 宮城大学	6. 12. 20	1 団体の事業概要 地方独立行政法人法に基づく大学の設置・運営、公開講座による学習機会の提供、研究成果の普及・活用事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 15,515,895,651円（出資割合100.0%） 〔補助金〕 公立大学法人宮城大学授業料等減免費補助金等 107,131,182円 〔交付金〕 公立大学法人宮城大学運営費交付金 2,472,050,150円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
宮城県土地開発公社	6. 11. 13	1 団体の事業概要 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地等の取得、管理及び処分や工業団地の造成等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 50,000,000円（出資割合100.0%） 〔負担金〕 土地開発公社職員共済費負担金 2,553,504円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和5年度末残高 3,776,690,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
公益財団法人 宮城県スポーツ協会	6. 12. 24	1 団体の事業概要 生涯スポーツの推進をはじめ、競技力の向上、スポーツ環境の整備を図るため、各種事業を行うほか、宮城県総合運動公園等の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 325,000,000円（出資割合51.0%）

仙台臨海鉄道 株式会社	7. 1. 9	〔補助金〕 スポーツ協会活動費補助金等 323,713,241円 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園 575,000,000円 （共同事業体の一員） 宮城県第二総合運動場 57,000,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
地方独立行政法人 宮城県立こども病院	7. 1. 17	1 団体の事業概要 「宮城県小児総合医療整備基本計画」に基づき、妊娠、出生から思春期、成人に至る子どもの全ての成長過程において、高度で専門的な医療の提供を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,455,166,843円（出資割合100.0%） 〔補助金〕 宮城県新型コロナウイルス感染症対策事業医療提供体制整備事業補助金等 110,916,000円 〔負担金〕 運営費負担金 3,075,659,000円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和5年度末残高 6,128,613,746円 3 監査の結果 期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。
一般社団法人 東北地域医療支援 機構	6. 11. 13	1 団体の事業概要 東北医科大学における資金循環型の修学資金制度への助成を通じて、学生を経済的に支援することによ

		り、地域医療を支える医師を育成する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 9,000,000,000円（出資割合90.2%） 〔負担金〕 基本会費負担金 3 監査の結果 理事会において、重要な議決事項の審議等がないものが認められたので、改善を図る必要がある。	
公益財団法人 宮城県国際化協会	7. 1. 15	1 団体の事業概要 多文化共生と県民主体の国際交流や国際協力活動を促進するとともに、市町村及び各種国際交流団体の連絡調整や援助等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 750,000,000円（出資割合71.8%） 〔補助金〕 国際交流事業補助金等 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	34,600,362円
一般財団法人 みやぎ産業交流 センター	6. 12. 18	1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、会議、イベント、大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動を行うほか、みやぎ産業交流センターの指定管理業務を利用料金制により行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 900,000,000円（出資割合50.6%） 〔公の施設の管理〕 みやぎ産業交流センター （共同事業体の一員） 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	
一般社団法人 宮城県畜産協会	6. 12. 24	1 団体の事業概要 畜産経営の安定的発展と畜産振興のため、畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指	

		導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 147,500,000円（出資割合57.5%） 〔補助金〕 肉用牛価格安定対策事業費助成金等 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	
公益財団法人 宮城県フエリー埠頭 公社	6. 12. 18	1 団体の事業概要 仙台塩釜港におけるフエリー埠頭の建設、改良及び維持管理に関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,000,000円（出資割合100.0%） 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和5年度末残高 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	118,283,210円
仙台空港鉄道 株式会社	7. 1. 9	1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空港アクセス線の運行、管理等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,769,000,000円（出資割合52.9%） 〔補助金〕 仙台空港アクセス鉄道支援補助金等 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和5年度末残高 3 監査の結果 期末において、債務超過が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。	241,800,000円 6,412,000,000円
公益財団法人 宮城県暴力団追放 推進センター	7. 2. 7	1 団体の事業概要 暴力団追放意識の高揚と浸透を図るため、広報啓発事業及び相談事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容	

		〔出資金〕 300,000,000円（出資割合48.4%） 〔補助金〕 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター活動補助金 3,281,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。		3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
一般社団法人 宮城県私立幼稚園 連合会	6. 12. 3	1 団体の事業概要 幼児教育の研究調査、教職員の資質向上、福利厚生、退職手当資金給付事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業補助金 113,783,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。		1 団体の事業概要 県内のボートの普及、発展及び競技力向上を図るための事業等を行っており、宮城県長沼ボート場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 県有体育施設原油価格等高騰対策補助金 85,000円 〔公の施設の管理〕 宮城県長沼ボート場 13,336,400円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
公益社団法人 宮城県私学退職金 社団	6. 12. 10	1 団体の事業概要 学校法人が設置する小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員等に退職手当資金の給付を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 公益社団法人宮城県私学退職金社団退職手当資金給付事業補助金 195,959,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。		1 団体の事業概要 母子福祉団体の育成指導、母子家庭及び寡婦の自立を促進するための事業等を行っており、宮城県母子・父子福祉センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県母子・父子福祉センター 18,368,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
宮城県中小企業団体 中央会	6. 12. 13	1 団体の事業概要 中小企業等組合と中小企業者の健全な経営のため、共同組織設立等の支援、経営情報の提供、資金の調達、人材育成等の支援を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 中小企業連携組織対策事業費補助金 155,610,500円 〔貸付金〕 中小企業団体中央会組織金融制度資金貸付金 1,000,000,000円		1 団体の事業概要 建物の清掃及び管理業務等を行っており、松島公園（駐車場）の指定管理業務を行っている。

宮城県職業能力開発 協会	6. 12. 20	1 団体の事業概要 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 職業能力開発協会費補助金 64,596,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
一般社団法人 宮城県ボート協会	6. 12. 6	1 団体の事業概要 県内のボートの普及、発展及び競技力向上を図るための事業等を行っており、宮城県長沼ボート場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 県有体育施設原油価格等高騰対策補助金 85,000円 〔公の施設の管理〕 宮城県長沼ボート場 13,336,400円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
公益財団法人 宮城県母子福祉 連合会	6. 12. 25	1 団体の事業概要 母子福祉団体の育成指導、母子家庭及び寡婦の自立を促進するための事業等を行っており、宮城県母子・父子福祉センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県母子・父子福祉センター 18,368,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
太平ビルサービス 株式会社	6. 12. 19	1 団体の事業概要 建物の清掃及び管理業務等を行っており、松島公園（駐車場）の指定管理業務を行っている。

		2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 松島公園駐車場 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
--	--	---

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第25号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和7年3月28日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

1 資格審査の種類、期日及び場所

資 格 審 査 の 種 類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	令和7年5月8日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和6年、令和7年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	令和7年6月30日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和7年3月28日（金）から令和7年4月11日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和7年3月28日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

○宮城県公安委員会告示第27号

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の規定により、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等を次のとおり定め、令和7年4月1日から施行する。

なお、これに伴い、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等（令和5年宮城県公安委員会告示第164号）は廃止する。

令和7年3月28日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

1 規則第4条第1項第2号に規定する別に定める申請等は、別表第一及び別表第二の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

2 規則第4条第3項ただし書に規定する申請等は、次の各号に掲げる申請等とする。

(1) 別表第一の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等であつて次の各号に掲げるいずれかの措置を執るもの

ア 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この2において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この2において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができ文字、番号、記号その他の符号であつて、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26

- 号) 第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。) ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの (以下この2において「ワнтаイムURL」という。)を受信し、当該ワнтаイムURLを用いて申請部分に接続する措置
- イ あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置
- (2) 別表第二の左欄に掲げる条例に応じ、同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等
- 3 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等 (規則第6条に規定する部分に限る。) を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号、記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号に規定する別に定める処分通知等は、自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第145号) 第4条第1項 (同項ただし書の規定による申請に限る。) の規定に基づく処分通知等とする。
- 5 規則第11条第1項の公安委員会等が定めるものは、別表第一及び別表第二の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

別表第一

法 令 等	規 定
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項 第78条第1項、第4項及び第5項
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第8条第1項 第8条の5第1項
宮城県道路交通規則 (平成13年宮城県公安委員会規則第1号)	第7条第3項 第16条
古物営業法施行規則 (平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第9条第1項 第10条第1項 第16条第2項及び第3項 第17条第2項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)	第10条第3項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第8条第1項

(平成13年法律第57号)	
遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第6号)	第26条第2項及び第3項 (第1号イ及び第2号イを除く。) 第31条第1項 第32条 第33条第1項 第41条

別表第二

法 令 等	規 定
情報公開開条例 (平成11年宮城県条例第10号)	第5条第1項

宮城県内水面漁場管理委員会

宮城県内水面漁業管理委員会の用字及び用語の整理に関する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀也

○宮城県内水面漁場管理委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、この規程の施行の際現に公表されている宮城県内水面漁場管理委員会規程 (以下「既存規程」という。) の用字及び用語の整理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整理)

第2条 既存規程中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

(1) 条及び表の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
(2) 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、会長が別に定めるところによる。
(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

宮城県内水面漁場管理委員会告示の用字及び用語の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀也

○宮城県内水面漁場管理委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている宮城県内水面漁場管理委員会告示(以下「既存告示」という。)の用字及び用語の整理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整理)

第2条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

漢数字(次に掲げるものを除く。)	アラビア数字
1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの	
2 熟語の一部として用いられているもの	
3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
4 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。)	
5 1の項及び2の項に定めるもの	

2 前項の告示によることが適当でないと認められるときは、会長が別に定めるところによる。

(委任)

第3条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

雑 報

○宮城県住宅供給公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

令和七年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。)第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和七年三月二十八日

宮城県住宅供給公社

理 事 長 鈴 木 秀 人

記

一 宮城県に代わって普通県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)の管理を行う者

宮城県住宅供給公社

二 一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称

県営住宅条例(昭和三十五年宮城県条例第十二号)別表第一に掲げる県営住宅等(改良県営住宅を除く。)

を除外。

三 一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

法第三章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関すること

を除く。)に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

四 一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで